

東京医科歯科大学大学院研究生規則

平成23年12月16日
規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）第58条に規定する大学院研究生（以下「研究生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(研究)

第2条 研究生は、本学大学院教員の所属分野において指導を受け、特定の専門事項について研究するものとする。

(入学資格)

第3条 研究生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) その他上記の者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続き)

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書を受入分野の教授（以下、「指導教員」という。）を経て学長に願出するものとする。

(検定料)

第5条 研究生を志願する者は、出願と同時に、別に定める額の検定料を納付しなければならない。

(選考)

第6条 研究生の選考は、指導教員が口頭試問等の方法により学力考査を行い、指導教員が所属する研究科の研究科運営委員会（以下「研究科運営委員会」という。）の議を経て学長が行う。

(入学料)

第7条 入学に際しては、所定の期日までに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第8条 研究生の入学の時期は、4月又は10月の初日とする。

(授業料)

第9条 研究生は、別に定める額の授業料を納付しなければならない。

2 入学時の最初の授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

3 第1項の授業料納入の告知及び督促は、所定の場所に掲示するものとする。

(在学期間)

第10条 研究生の研究期間は1年とする。

2 研究生で、前項の在学期間を超えて引続き研究しようとするものは、指導教員を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(研究時数)

第11条 研究生の研究時数は週30時間以上とする。

(研究成果)

第12条 研究生は、研究終了の際その研究成果を指導教員を経て学長に報告するものとする。

2 研究科運営委員会において、相当の研究の成果が挙げたと認められた場合は、修了証を授与することができる。

(退学)

第13条 研究生で、指導教員が研究の実が挙げられないと認めたものは、研究科運営委員会の議を経て学長が退学を命ずることがある。

(短期研究生)

第14条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、研究科運営委員会が認める場合は、短期間の大学院研究生（以下「短期研究生」という。）を入学させることができる。

2 短期研究生の研究期間は1月以上6月以内とする。

3 短期研究生で、前項の在学期間を超えて引続き短期研究生として研究しようとするも

のは、指導教員を経て学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、この場合の在学期間の延長は1回までとする。

- 4 短期研究生は、指導教員を経て学長に願い出て、その許可を受けた場合は、4月または10月から大学院研究生として引き続き在学することができる。
- 5 短期研究生の入学の時期は、各月の初日とする。

(準用)

第15条 本規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項については大学院学則を準用する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、所属する研究科の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規則の施行日より前に東京医科歯科大学に専攻生として在籍していた者で、研究期間を超えて引き続き在学しようとするものは、第4条及び第6条の手続きを経るものとする。
- 3 前項に規定する者については、第5条及び第7条の規定を適用しない。

附 則 (平成25年3月29日規則第57号)

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年6月21日規則第88号)

この規則は、平成29年6月21日より施行し、平成29年4月1日から適用する。